(参考) 個別業績の概要

平成20年5月15日

会社名 株式会社北陸銀行

上場会社名 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ 上場取引所 東・札

コード番号 8377

代表者 (役職名) 取締役頭取 (氏名) 髙木 繁雄

問合せ先責任者(役職名) 総合企画部長 (氏名)中野 隆 TEL (076) 423-7111

有価証券報告書提出予定日 平成20年6月26日

(百万円未満切捨て)

1. 平成20年3月期の個別業績(平成19年4月1日~平成20年3月31日)

#### (1) 個別経営成績

(%表示は対前期増減率)

	経常収益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
20年3月期	141, 215	8.5	35, 604	$\triangle 6.7$	21, 227	13. 9
19年3月期	130, 121	$\triangle 1.5$	38, 153	42.5	18, 638	18.8

	1株当たり 当期純利益		潜在株式調整後 1株当たり当期純和	
	円	銭	円	銭
20年3月期	20	33	18	45
19年3月期	18	88	15	41

#### (2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率(注1)	1株当たり純資産	単体自己資本比率 (国内基準)(注2)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
20年3月期	5, 669, 966	238, 155	4. 2	164 69	10. 10
19年3月期	5, 670, 665	239, 397	4. 2	166 53	9. 16

(参考) 自己資本

20年3月期

238, 155百万円 19年3月期

239,397百万円

- (注1) 「自己資本比率」は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- (注2) 「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき 算出しております。

# 個別財務諸表

### (1) 貸借対照表

		前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)			
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	増減 (百万円)	
(資産の部)							
現金預け金		140, 378	2. 48	189, 431	3. 34	49, 052	
現金		72,632		55, 560		△17,071	
預け金		67, 745		133, 870		66, 124	
コールローン		120, 000	2. 12	30, 519	0.54	△89, 480	
買入金銭債権		199, 885	3. 52	185, 805	3. 28	△14, 079	
特定取引資産		6, 078	0. 11	5, 463	0. 10	△614	
商品有価証券		3, 146		1, 637		△1, 509	
特定金融派生商品		2, 932		3, 826		894	
金銭の信託		2, 426	0.04	_	_	△2, 426	
有価証券	<b>※</b> 1, 7	853, 235	15.05	820, 950	14. 48	△32, 285	
国債		260, 230		252, 424		△7, 806	
地方債		109, 598		122, 054		12, 455	
社債	<b>※</b> 13	216, 251		231, 672		15, 421	
株式		204, 149		163, 497		△40, 652	
その他の証券		63, 004		51, 300		△11,703	
貸出金	*2, 3, 4, 5, 7, 8	4, 124, 931	72. 74	4, 197, 098	74. 02	72, 166	
割引手形	<b>※</b> 6	103, 511		94, 985		△8, 526	
手形貸付		412, 039		356, 753		△55, 285	
証書貸付		2, 979, 475		3, 103, 863		124, 387	
当座貸越		629, 904		641, 495		11, 590	
外国為替		9, 970	0. 18	8, 385	0. 15	△1, 585	
外国他店預け		2, 212		2, 468		255	
買入外国為替	<b>※</b> 6	2, 443		2, 030		△412	
取立外国為替		5, 314		3, 885		△1, 428	
その他資産		55, 032	0. 97	81, 848	1. 44	26, 815	
前払費用		465		423		△42	
未収収益		9, 366		8, 722		△643	
未収金		701		564		△136	
金融派生商品		30, 856		58, 891		28, 035	
その他の資産	<b>※</b> 7	13, 642		13, 245		∆396	
有形固定資産	<b>※</b> 10, 11	64, 931	1. 14	65, 732	1. 16	800	
建物		20,632		21, 114		482	
土地	<b>※</b> 9	41,603		42, 034		430	
建設仮勘定		46		8		△38	
その他の有形固定資産		2, 649		2, 575		△74	
無形固定資産		3, 880	0. 07	3, 452	0.06	△428	
ソフトウェア		3, 482		3, 057		△425	
その他の無形固定資産		398		395		$\triangle 2$	
繰延税金資産		46, 053	0. 81	42, 780	0. 75	△3, 272	
支払承諾見返	<b>※</b> 13	101, 676	1. 79	89, 640	1. 58	△12, 035	
貸倒引当金		△57, 759	△1. 02	△51, 084	△0.90	6, 674	
投資損失引当金		△58	△0.00	△58	△0.00		
資産の部合計		5, 670, 665	100.00	5, 669, 966	100.00	△698	
			1		1		

		前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)		対前年比
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	増減 (百万円)
(負債の部)						
預金	<b>※</b> 7	4, 917, 478	86. 72	4, 909, 152	86. 58	△8, 325
当座預金		379, 636		302, 485		△77, 150
普通預金		1, 935, 297		1, 888, 365		△46, 931
貯蓄預金		43, 522		42, 519		△1,002
通知預金		49, 235		37, 946		△11,288
定期預金		2, 369, 135		2, 481, 929		112, 794
定期積金		35, 470		32, 514		$\triangle 2,956$
その他の預金		105, 181		123, 390		18, 209
譲渡性預金		58, 843	1.04	46, 600	0.82	$\triangle 12,243$
コールマネー	<b>※</b> 7	31, 573	0. 56	40, 000	0.71	8, 427
債券貸借取引受入担保金	<b>※</b> 7	13,880	0. 25	6, 492	0.11	△7, 387
特定取引負債		718	0.01	1, 566	0.03	847
特定金融派生商品		718		1, 566		847
借用金		246, 256	4. 34	249, 335	4. 40	3, 079
借入金	<b>※</b> 7, 12	246, 256		249, 335		3, 079
外国為替		373	0.01	191	0.00	△181
外国他店借		193		29		△164
売渡外国為替		145		157		11
未払外国為替		33		4		△29
その他負債		51, 171	0.90	76, 982	1. 36	25, 810
未決済為替借		1		0		$\triangle 0$
未払法人税等		294		459		164
未払費用		4, 635		7, 974		3, 339
前受収益		3, 501		4, 320		819
給付補てん備金		16		36		20
未払金		1, 463		1, 283		△179
金融派生商品		31, 113		55, 157		24, 043
その他の負債		10, 146		7, 749		△2, 396
退職給付引当金		209	0.00	285	0.01	75
偶発損失引当金		_	_	270	0.00	270
睡眠預金払戻引当金		_	_	2, 232	0.04	2, 232
再評価に係る繰延税金負債	<b>※</b> 9	9, 087	0. 16	9, 061	0. 16	∠26
支払承諾	<b>※</b> 13	101, 676	1. 79	89, 640	1. 58	△12, 035
負債の部合計		5, 431, 268	95. 78	5, 431, 811	95. 80	543
(純資産の部)		, ,	1	, ,	1	
資本金		140, 409	2. 48	140, 409	2. 48	_
資本剰余金		14, 998	0. 26	14, 998	0. 26	_
資本準備金		14, 998		14, 998		_
利益剰余金		54, 411	0.96	71, 645	1. 26	17, 233
利益準備金		2,644		3, 451		806
その他利益剰余金		51, 767		68, 194		16, 427
繰越利益剰余金		51, 767	1	68, 194	ļ	16, 427
株主資本合計		209, 820	3. 70	227, 054	4. 00	17, 233
その他有価証券評価差額金		20,642	0.36	2, 198	0.04	△18, 443
繰延ヘッジ損益		△23	△0.00	△16	△0.00	6
土地再評価差額金	× 9 	8, 957	0. 16	8, 918	0. 16	∆38
評価・換算差額等合計		29, 577	0. 52	11, 100	0. 20	△18, 476
純資産合計 負債及び純資産の部合計		239, 397	4. 22	238, 155	4. 20	△1, 242
只良及い配貝生の可可可		5, 670, 665	100.00	5, 669, 966	100.00	△698

# (2) 損益計算書

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	ı	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		対前年比
区分	注記番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	増減 (百万円)
経常収益		130, 121	100.00	141, 215	100.00	11, 094
資金運用収益		90, 021		97, 326		7, 304
貸出金利息		75, 928		82, 344		6, 416
有価証券利息配当金		9, 953		10, 431		478
コールローン利息		219		351		131
預け金利息		640		911		270
その他の受入利息		3, 279		3, 286		7
役務取引等収益		25, 597		25, 082		△514
受入為替手数料		7, 804		7, 583		△221
その他の役務収益		17, 792		17, 499		△293
特定取引収益		1, 265		1, 150		△115
商品有価証券収益		203		111		△91
特定金融派生商品収益		1,062		1,038		△23
その他業務収益		8, 879		8, 342		△536
外国為替売買益		7, 235		7, 505		269
国債等債券売却益		183		655		471
金融派生商品収益		1, 453		180		△1, 273
その他の業務収益		6		1		△4
その他経常収益		4, 357		9, 313		4, 955
株式等売却益		797		5, 258		4, 461
金銭の信託運用益		3		5		2
その他の経常収益		3, 556		4, 048		492
経常費用		91, 967	70.68	105, 610	74. 79	13, 643
資金調達費用		12, 534		19, 384		6, 849
預金利息		6,874		14, 413		7, 538
譲渡性預金利息		98		330		232
コールマネー利息		110		146		35
債券貸借取引支払利息		851		505		△346
売渡手形利息		17		_		△17
借用金利息		2, 265		2,815		549
金利スワップ支払利息		2, 228		1, 170		△1,057
その他の支払利息		87		2		△84
役務取引等費用		6, 368		6, 584		215
支払為替手数料		1, 181		1, 164		△17
その他の役務費用		5, 187		5, 420		232
その他業務費用		1		0		△1
国債等債券売却損		1		0		△1

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	対前年比	
区分	注記番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	増減 (百万円)
営業経費		49, 332		50, 784		1, 452
その他経常費用		23, 731		28, 857		5, 126
貸倒引当金繰入額		21, 666		19, 404		△2, 262
貸出金償却		61		52		△9
株式等売却損		1		53		52
株式等償却		332		6, 639		6, 306
金銭の信託運用損		2		_		$\triangle 2$
その他の経常費用		1,666		2, 708		1, 042
経常利益		38, 153	29. 32	35, 604	25. 21	△2, 548
特別利益		391	0.30	90	0.06	△300
固定資産処分益		38		69		31
償却債権取立益		80		21		△59
移転補償金		272		_		△272
特別損失		560	0. 43	2, 414	1.71	1, 853
固定資産処分損		528		281		△247
減損損失		31		239		207
睡眠預金払戻引当金繰入		_		1, 892		1,892
税引前当期純利益		37, 983	29. 19	33, 281	23. 56	△4, 702
法人税、住民税及び事業税		88	0. 07	201	0. 14	113
法人税等調整額		19, 256	14. 80	11, 852	8. 39	△7, 404
当期純利益		18, 638	14. 32	21, 227	15. 03	2, 588

### (3) 株主資本等変動計算書

## 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

		株主資本 評価・換算差額等										
		資本乗	制余金	,	利益剰余金	:						
	資本金	資本	資本剰余金	利益	その他利 益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券評	繰延へッ ジ損益	土地再評価差額金	評価・換 算差額等	純資産 合計
		準備金	合計	準備金	繰越利益 剰余金	合計		価差額金			合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	140, 409	14, 998	14, 998	2, 644	33, 023	35, 667	191, 076	16,806		9, 063	25, 869	216, 945
事業年度中の変動 額												
当期純利益		1	1	-	18, 638	18,638	18, 638	_	_	_	_	18, 638
土地再評価差額 金の取崩	_	-	1	-	105	105	105	_	_	-	_	105
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純 額)	_	_	-	-	_	-	_	3, 835	△23	△105	3, 707	3, 707
事業年度中の変動 額合計 (百万円)	_	_	-	-	18, 744	18, 744	18, 744	3, 835	△23	△105	3, 707	22, 451
平成19年3月31日 残高 (百万円)	140, 409	14, 998	14, 998	2, 644	51, 767	54, 411	209, 820	20, 642	△23	8, 957	29, 577	239, 397

### 当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □												
				株主資本					評価・換	算差額等		
		資本乗	制余金	:	利益剰余金	:						
	資本金	資本	資本	利益	その他利 益剰余金	利益	株主資本合計	その他有 価証券評	繰延へッ ジ損益	土地再評価差額金	評価・換 算差額等	純資産 合計
		準備金	剰余金 合計	準備金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計		価差額金	134.1111		合計	
平成19年3月31日 残高 (百万円)	140, 409	14, 998	14, 998	2, 644	51, 767	54, 411	209, 820	20, 642	△23	8, 957	29, 577	239, 397
事業年度中の変動 額												
剰余金の配当	_	-	_	806	△4,839	△4, 032	△4, 032	_	_	_	_	△4, 032
当期純利益	_	_	_	_	21, 227	21, 227	21, 227	_	_	_	_	21, 227
土地再評価差額 金の取崩	_	-	-	_	38	38	38	-	_	-	_	38
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純 額)	_	_	_	_	_	_	_	△18, 443	6	△38	△18, 476	△18, 476
事業年度中の変動 額合計 (百万円)	_	_	_	806	16, 427	17, 233	17, 233	△18, 443	6	△38	△18, 476	△1, 242
平成20年3月31日 残高 (百万円)	140, 409	14, 998	14, 998	3, 451	68, 194	71, 645	227, 054	2, 198	△16	8, 918	11, 100	238, 155

### 重要な会計方針

里女な云川刀川	<u></u>	
	前事業年度 (自 平成18年4月1日	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日
	至 平成19年3月31日)	至 平成20年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場	同左
** 準及び収益・費用の計上基準	その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差 等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取	1+42L-
	引目的」という。)の取引については、取引の約 定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資	
	産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、 当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収 益」及び「特定取引費用」に計上しております。	
	特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価 証券及び金銭債権等については決算日の時価によ	
	り、スワップ・先物・オプション取引等の派生商 品については決算日において決済したものとみな	
	した額により行っております。	
	また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、	
	金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については、	
	ては前事業年度末と当事業年度末におけるみなし 決済からの損益相当額の増減額を加えておりま す。	
2. 有価証券の評価基準及び評価	(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株	(1) 同左
方法	式については移動平均法による原価法、その他有	(-)
万任	価証券のうち時価のある株式については決算期末	
	前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以	
	外については決算日における市場価格等に基づく	
	時価法(売却原価は主として移動平均法により算	
	定)、時価のないものについては移動平均法によ	
	る原価法又は償却原価法により行っております。	
	なお、その他有価証券の評価差額については、	
	全部純資産直入法により処理しております。	
		(0)
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の	
	信託において信託財産として運用されている有価	
	証券の評価は、時価法により行っております。	
3. デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法	デリバティブ取引 (特定取引目的の取引を除く) の評価は、時価法により行っております。	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産	(1)有形固定資産
4. 固定資產少級關資料必須益	有形固定資産は、動産については定率法、不動	
	産については定額法を採用しております。	産については定額法を採用しております。
	なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
	建物 : 15年~39年	建物 : 15年~39年
	動産 : 5年~6年	動産 : 5年~6年
	助/生 . 3 午 9 0 千	・ 3年 ・ 3年 ・ 3年 ・ (会計方針の変更)
		平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以
		後に取得した有形固定資産については、改正後の法
		人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上し
		ております。なお、これによる貸借対照表等に与え
		る影響は軽微であります。
		(追加情報)
		当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得し
		た有形固定資産については、償却可能限度額に達し
		た事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で
		均等償却しております。なお、これによる貸借対照
		表等に与える影響は軽微であります。

##李章原 (11 学校19年3月3日) 第一年 では19年3月3日 第一年 では19年3日 では19年3日 第一年 では19年3日 では19年3日 日 では19年3日 日 では19年3日 では19年3日 日 で			1
②無常固定音症  (2)無常固定音症  (3)無常固定音症  (3)無形固定音症  (3)無形固定音症  (4)無形固定音症  (5)無形固定音症  (5)無形固定音症  (6)無形固定音症  (7)に基づいて替刺しております。  (7)に基づいて替刺しております。  (8)受称引音を (7)に基づいて替刺しております。  (9)を内臓量症  (1)に対引音を (7)に基づいて替刺しております。  (1)に対引音を (7)に対力をは、アウェをいいる偏却・引当監察 (7)に対力・含性、アウェをいいる信却・引当監察 (7)に対力・含性、アウェをいいる信却・引当監察 (7)に対力・含性、アウェをいいる信却・引当監察 (7)に対力・含性を受け、とつう)に相 (7)のな事をに記念されている正弦機能を対し、 (7)のな事をに記念されている正弦機能を対し、 (7)のな事をに記念されている正弦機能を対し、 (8)のまず、上に対し、対しております。 (8)のまず、生に対し、大力を対し、とつう)に相 (8)のまず、上に対し、対しております。 (8)のまず、上に対し、対しております。 (8)のまず、上にが、合性経療が使じた、大力には、関係を対しては、対力のように変ますしている。 (8)のまず、上に対し、対力・の性性に、対力・の性性に、と同なの情性については、一定の情能については、一定の情能 (7)の表を対し、大力・発性を対し、大力・発性を対し、大力・発性を対しては、対力・大力・発性のが可能による同なが可能に対したが、 (6)の異由に対し、が発生の主性を対する (8)のように変ますでは、健康がついたは、一定の情能 (8)のように変ますでは、健康がついたは、一定の情能 (8)のように変ますでは、健康がついたは、一定の情能 (8)のように対し、対力・対しによります。 (8)のように対し、対力・大力を対しによる対し、対力・大力を対しにより、対力・大力・全部に対力・自身・行ったおります。 (8)の表が対しては、性性が力・自身・行ったおります。 (8)の表が対しては、性性が対しによりまないでは、性性が対しの性が対しの性が対しになります。 (8)の表が対しては、性性が対しになります。 (8)の表が対しては、性性が大力・というは対し、対しに対力・大力・全部に対して対し、対しに対力・大力・全部に対して対し、対しに対力・大力・全部に対して対し、対しに対力・大力・変を対して対し、対しに対力・大力・全部に対し、対し、検性を行っては、性性が対し、対し、使性が大力・に対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対			当事業年度
(2) 無形固定資産( 無形固定資産は、定額出により密却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行物における利用可能制度(生として 6 何)に基づいて達却になるります。			
無形周立党系は、定額により常知しております。 ます。なお、自社利用のソフトラーアについては、行わにおける利用可能期間(法として6年)に高少いでは別しております。  5. 外集産事業 (国際 と関係については、取得かの条件相談による円換算組を付しております。 6. 引当金の計工基準 (1) 解判当金は、予め定めている保証・引当基件に別り、次のとおり計しております。 (報明)当金は、予めためにいる保証・引当基件に別り、次のとおり計ししております。 (報明)当金は、予めためにいる保証・引当基件に別り、次のとおり計ししております。 (報明)当金は、予めためにいる保証をでいて保証・引当基件に別り、次のとおり計しして対ります。 (報明)当金は、予めためにいる保証をでいて保証・引きな機能でいては、以下のたお考さに記載されている正規機能があり、機能がした。 現在はお客庭が対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この地の対象には、との機の分の確し、とのが無のとは、とのが無のと対象に対象に対象を発展し、そのを報合といては、機能があり、対象を経過、企りを指しております。 (現代のとの可能における資間対象があります。 (記述ののを対象には、このが無のとは、での検証が上になります。 (現代のとの可能とは就及で保証による回域で対象に対象には、とのが無のとは、のをの数が計しております。 (表述のとの情報については、機能がありませ、このを報告といております。 (表述のとの情報に対象に対象には、は、対象に対象には、は、対象に対象には、対象に対象には、は、対象に対象には、対象に対象には、は、対象に対象には、対象に対象には、は、対象に対象に対象に対象には、対象に対象に対象に対象には、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対		至 平成19年3月31日)	至 平成20年3月31日)
無形周立党系は、定額により常知しております。 ます。なお、自社利用のソフトラーアについては、行わにおける利用可能期間(法として6年)に高少いでは別しております。  5. 外集産事業 (国際 と関係については、取得かの条件相談による円換算組を付しております。 6. 引当金の計工基準 (1) 解判当金は、予め定めている保証・引当基件に別り、次のとおり計しております。 (報明)当金は、予めためにいる保証・引当基件に別り、次のとおり計ししております。 (報明)当金は、予めためにいる保証・引当基件に別り、次のとおり計ししております。 (報明)当金は、予めためにいる保証をでいて保証・引当基件に別り、次のとおり計しして対ります。 (報明)当金は、予めためにいる保証をでいて保証・引きな機能でいては、以下のたお考さに記載されている正規機能があり、機能がした。 現在はお客庭が対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この映の対象には、この地の対象には、との機の分の確し、とのが無のとは、とのが無のと対象に対象に対象を発展し、そのを報合といては、機能があり、対象を経過、企りを指しております。 (現代のとの可能における資間対象があります。 (記述ののを対象には、このが無のとは、での検証が上になります。 (現代のとの可能とは就及で保証による回域で対象に対象には、とのが無のとは、のをの数が計しております。 (表述のとの情報については、機能がありませ、このを報告といております。 (表述のとの情報に対象に対象には、は、対象に対象には、は、対象に対象には、対象に対象には、は、対象に対象には、対象に対象には、は、対象に対象には、対象に対象には、は、対象に対象に対象に対象には、対象に対象に対象に対象には、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対		(2)無形固定資産	(2)無形固定資産
ます。なお、自私利用のソフトウェアについては、 は、行内における利用可能別問(注きしても 等)に参与いて確認しております。 外角壁質素・負債については、取得時の為替相 能による同身態を付す子会社体大会側き、突厥 日の各種相似により上梅室線を付す子会社体大く側き、突厥 日の各種相似により上梅室線を付する日本では、 を産・特別等象、比めによる情報を を生している債務者(以下「破綻力」という」に係る情報にいては、 がしたしております。 を産・特別等象、比めによる債務者(以下 「破綻力」という」に係る情報をしております。 実施を整定したいる債務者(以下 「破綻力」という」に係る情報にいては、 以下のなお書きに記載されてもの情報を 選がから、自根の必免が育足込程度が保証による情報を 海面部から、担保の必分で育足込程度が保証によい が、今後を書か記載されております。 ・ 一次の機能としております。 ・ 一次の機能といては、債権額から、			
(注、行列における利用可能期間(注として8年)			1.3/24
中学)に基づいて露出しておかます。     通貨への投棄を準     日の治野相様による円換薬館を付いてきたります。     (1)貸削引当金は、子め定めている信仰・引き基準に割り、次のとおります上におります。     被無、勢明常障率、法的に経営機能の事実が発生している債務者 (以下、実施裁定している債務者 (以下、実施裁定している債務者 (以下、実施裁定している債務者 (以下、実施裁定している債務者 (以下、実施裁定している債務者 (以下、実施裁定している債務者 (以下、実施裁定している債務者 (以下、実施裁定している) に係る債権については、以下のなお寿きに配破されての直接の規定による何同収の対象になる債務者 (以下、実施裁定したの) に係る債権については、対策的部分。、担係の処分可能見込施度が提供による何同収を制度し込確を提供したります。また、現在は経産液液の状況にないが、今後接着破験に陥る可能としる版と解析が大きいと認められる債務者に供しております。また、現在は経産液液の状況にないが、今後接着破験に入り、対策を制度し、力を総合的に利用し必要である。 (報告の支払他力を総合的に利用し必要である情を計ししております。) 上級の必分可能見込施度が提供しております。上記以外の債権については、援権額から、担保の必分可能と成して利用し必要である者を計しております。上記以外の債権については、援権額から、担保の必分可能と成し、対策として対すります。上記以外の債権については、債権額から表す。とと分額の、予期にはおりる資産が関係を対しては、対策を対しております。と、表生制度が資産が定を実施し、当該経済から新出して資産を対策による可能が実施を対する機能でいいては、債権額がら提供の、その機能といるの情能については、債権額がら支援、大力の場合の情能でいいては、債権額がら支援、大力の者を指し、政策の債権については、債権額がら担保の対策と関係を対しております。とは、裁定を支援、は、対策と及び実債被従党に入する担保権を対しております。とは、裁定を支援、は、対策を支援、は、対策を支援、対策による可能が変を対策として対する程序を対しております。との表に対策とは分析では対し、対策を対しており、その金額は90、764百万円であります。との表に対策とは分析とは対し、109項指令によって対し、機能的・5年代のでは、発達しております。と、数定性が対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対する程序を対して対する程序を対しております。との表に対策として対策を対して対する程序を対して対策を対して対する程序を対して対策を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対策を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対する程序を対して対する程序を対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序を対して対する程序とは対する程序とは対する程序とは対する程序とは対する程序とは対すると対する程序とは対する程序とは対するとは対すると対すると対するとは対するとは対して対するとは対するとは対するとは対するとは対するとは対するとは対するとは対するとは			
<ul> <li>5. 外質性で資産及び負債の本部 場による何後質素を行ってとは、取得から結構、決算 日の急性機能による何後質素を行ってとれております。 (1)質例引音金 で制り、次のとおりお上しております。 一般、外別資産等、活がにおり、経営破政の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権とかでれた自動等の状態にある債務をのは、アウルでは、対している債務者(以下「残綻先」という)に係る債権とかでれた自動等の状態にある債権に分かには、以下のなお券をに記載されている債務者(以下「残疾を決し、という)に係る債権に分かには、以下のなお券をに記載されている債務者(以下は、以下のなお券をに記載されている債を設備を向債にかっては、以下のなお券をに記載されている債務をのは、おります。また、現在は最低を総合の機能による回収可能見込額を経験し、その残額を計ししております。 おります。また、現在は最低を総定の大きないと認めらいる。有機をは、係る機能に陥る可能性が大きいと認められる債務をに係る情能については、検索額のより、債務を係る機能に混る可能性が大きいと認められる債務を信係る情能し、その残額のも、人種をの変素が発生しております。上記以外の債権については、検索額のよう機を経験し、その残額の方の機能は、表表の支援機能が、対した機能を対しております。上記以外の債権については、他を額のより、債務者の支払能力を合金的に利用し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権に、資産の自己変性基準に基づっている機能は、資産の自己変性基準に基づっている機能は、資産の自己変性基準に基づき、会機を経験し、その理額のより、債務者の支払能力を合金的に利用しる要と認める額を計上しております。また、級能先及び実質被提供を指しております。また、必要額を計上しております。また、級権先及の生産を経過しております。なります。また、後に最近の引きを行っております。との金額は10,1984万円であります。</li> <li>(2)投資根央引き金、投資に対する規集に備えるため、音を発生を変しており、その金額は10,1984万円であります。(2)投資根央引き金、投資根外引き金と、投資に対する規集に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘索しており、その金額は10,1984万円であります。また、最近の発酵を表し、対しの対しを発き、との金額は10,1984万円であります。よりまた、表し表し、機能のよります。また、表し表し、機能のより機能の対します。また、最近に発力を必ずに関しるのでは、発音のと対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、機能のと対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対</li></ul>			
通信への換算基準			
6. 引当金の計上基準 (1) 資利引当金は、予め定めている償却・引当基準に関り、次のとおり計上しております。 環際、特別開享等、は応じ経営健康の事実が発生している債務者(以下「破綻党」という)に係る情能については、以下のかなお考さに認改されている直接物質(以下「域域党」という)に係る情能については、以下のかなお考さに認改されている直接機関後の解毒師がら、具保の処分可能見込額及び保証による同取可能見込額及び保証による同取可能見込額及び保証による同取可能見込額及び保証による同取可能見込額及び保証による問取可能見込額及び保証による同取可能見、額を注除し、その残極を計上しておりまります。 また、現在は記者債産の変力を構造した。 おら機をおに係る債権については、保証から、共保の処分可能見込額及び保証による同取可能見、対象が持動し、その残極を計上しております。 また以外の債権については、保証から、共保の処分可能見込額及び保証による同取可能見、対象が持動し、その残極の計上しております。 また以外の債権については、保証から、共保の処分可能見込額及び保証による同取可能見、対象が対象し、その残極の計して対象を持ちに関すし必要と認める政を計しております。 すべての債権は、資産の自己主産定基準にとおります。 すべての債権は、資産の自己主産主義等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己主産主義等に基づき対して決定が表すまた。 またいの機を対し、その実施を計上しております。 大会の産金額を計上しております。 大会の産金額を対して対象が対象と対して対象を対し、対象に対する提供支援機関、との機能を対し、その変を対象と対して対象に対し、での権権に、決定を対して対象に対して対象に対し、での権権に、決定を対象と対し、対象に対して対象に対して対象に対して対象に対して対象に対して対象に対して対象に対して対象に対して対象に対して対象に対して対象に対して対象に対して対象に対して対象に対して対象に対して対象に対して対象に対して対象に対して対象に対象に対象に対して対象に対象に対象に対象に対して対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	5. 外貨建て資産及び負債の本邦	外貨建資産・負債については、取得時の為替相	同左
(1) 貸割引当金 (投削引当金は、予め定めている償却・引当基本) に則り、次のとおり計上しております。 被懲、特別消棄等、法所に経営被談の事実が発生している債務者(以下 「実質能能性」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている債務者(以下 「実質能能性」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている債務額(以下 「実質能能性」という)に係る債権については、対策を設定したと認める おる債務者に係る債権については、対策があら、担保の処分可能足が勘及び将正による回収可能と認めを経験し、その残職をお上して おります。また、現在は整常破役の状态にない が、今後経産破疾に高め、可能性性が大きいと認める おる債務者に係る債権については、債権額から。 担保の必分の管理し、結取の保証による同項の可能性 、との残額のうち、債務者の支払端 力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、債務額から、担保の必分可能と対数及が保証による同項が同業と認う者にしております。上記以外の債権については、一定の極額 ことに分類し、過去の一定判断における貨削実績 から費出した検別を禁止にあずる負別実績 から費出した検別を禁止にあずる場所を対しております。 ・ 言案関連部部が資産をを支減し、当該部署 から強立した資産監査部署が変度がある額を計しております。 なが、破場生足び実質破綻生に対する租果、保証付債権等については、債権額から担保の対策による同項が可能と認められる複合を検験し、その発額のうち、債務者の支払能 力を総合的に判断に必要と認める額を計しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、大量の制定を対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の対策による同政が同能を認められる額を経験し、と表認を経験し、と資額を取る不能見込額として債権額がら直接、減減したる資産監査部署が変度を支援を監査しております。 なが、政策を定して資産を監査しております。 なが、政策を定して対する租保・保証付債権等については、債権額から担保の対策を表しております。 なが、政策を定して対策を表しております。 なが、政策を定して対策を表しております。 は、政策を表しております。 は、政策を表して対する租保・保証付債権等については、債権額から担保の対策を表した。 対策を表しております。 なが、政策を表して対策を表して対策を表して対策を表して対ります。 なが、政策を表して対策を表して対策を表して対策を表して対策を表して対ります。 は、政策を表して対策を表しないませないますを表して対策を表し、表しないないでは対策を表して対策を表して対策を表しませないませないませないませないませないませないませないませないませないませない	通貨への換算基準	場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算	
(報明)当会は、子め定めている(韓却・引当基準 後期・次のとおり計上しております・ 後底、特別消算等、法的に経営破綻の事実が発 生している(債務者 (以下 (破綻先) という)に係る (体性については、以下のなお書きに記載されている直接熱療の映 薄価額から、担保の処分可能見込類を保施については、 と同型で研究上類を受験し、その残類を上して おります。また、現在は整額能必が返にないが、今後経音破綻に陥る可能性が大きいと認めら、 れる債務者に係る(保性については、任機額から、 技術や処分可能見込類及(保証によ の)を経音破綻に陥る可能性が大きいと認めら、 力を接音破綻に陥る可能性が大きいと認めら、 力を接音破綻に陥る可能性が大きいと認めら、 力を接合的に制性心要と認める療法計上しております。また以外の債性については、債権額から、 技術の処分可能見込類及(保証によ 力を接合的に制性心要と認める療法計上しております。また以外の債性については、債権額から、 技術の処分可能見込類及(保証によ 力を接合的に制性心要と認める療法計上しております。また以外の債性については、債権額から、 技術の処分可能見込類及(保証によ 力を接合的に制性心要と認める療法計上しております。)を経行的に、後期を設めたいる(債務の)を、 技術の処分可能見込額と(保証によ)では、 力を接合的に判断し必要と認める療法計上しております。 すっての債性は、資産の自己査定基準に基づき、 ます。すべての債性については、債権額からは対して設めませい。 すっての債性は、資産の自己査定基準に基づき、 ます。 また以外の債性のいては、債権額が自身を行っております。 なお、成確是及び実質破綻先に対する程保、保証付債権等については、債権額がら日保のが循額 及く保証による回収が可能と認められる総を持路 した契額を取ら不ら能見込額として債権額から直接 (減額しており、その金額はは10,198百万円であります。) ます。また、過去粉務有能と認められる額を持路 した契額を取ら不能見込額として債権額がら直接 減額しており、その金額はは10,198百万円であります。 (2)投資保欠引益を 大変異なられる額を計上しております。 (3)退職給付引当金 」連載給付引当金 」連載給付引当金 」連載給付引当金 」が職務付引当金 の方により、必要額を計上しております。 (3)退職給付引当金 」は、管理の発展、20 と対域を取らなる額を付款 とた契額を取られる額を計上しております。 (3)退職給付引当金 」は、管理の追し、 は額しており、その金額はといでは、債権額のられば、 は額しており、その金額はといては、 は額しており、その金額はといては、 は額しており、その金額はといて債権額が、との発を付款 した契額を取られる額を付款 した契額を取られる額を付款 した契額を取られる額を付款 した契額を取られる額を付款 した契額を取られる額を付款 した契額を取られる額を付款 との金額ははり、784百万円であります。 は額しており、その金額は関しては、 は額しており、その金額はといては、 は額しており、その金額はといては、 は額しており、その金額は、 との金額はは、 に対しては、 はずれるといては、 はずれるといては、 はずれるといては、 はずれるといては、 はずれるといては、 はずれるといては、 はずれるといては、 はずれるといては、 はずれるといては、 はずれるといては、 はずれるといては、 はずれるといといては、 はずれるといといては、 はずれるといといては、 はずれるといといては、 はずれるといては、 はずれるといとないでは、 はずれるといでは、 はずれるといでは、 はずれるといでは、 はずれるといいでは、 はずれるといでは、 はずれるといでは、 はずれるといでは、 はずれるといでは、 はずれるといでは、 はずれるといといては、 はずれるといては、 はずれるといにないては、 はずれるといでは、 はずれるといでは、 はずれるといでは、 はずれるといでは、 はずれるといでは、 はずれるといでは、 はずれるといでは、 はずれるといでは、 はずれるといいでは、 はずれるといいでは、 はずれるといいでは、 はずれるといいでは、 はずれるといいでは、 はずれるといいでは、 はずれるといいでは、 はずれるといいでは、 はずれるといいでは、 はずれるといいでは、 はずれるといいでは、 はずれるといいでは、 はずれるといいでは、 はずれるといいないるといいでは、 はずれるといいでは、 はずれるといい		日の為替相場による円換算額を付しております。	
に則り、次のとおり計上しております。	6. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金	(1)貸倒引当金
・ ・		貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準	貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準
・ ・		に則り、次のとおり計上しております。	に則り、次のとおり計上しております。
生している解落者(以下「疾統長力」という)に係  (を関権及びぞれと同等の状況にある債務者(以下 「実質破綻光」という)に係る債権については、 以下のなおおきに記載されている直接婚姻後の版 (協価がら、担係の砂分で配良しる類なく所訟による回収可能見込額なり体訟による回収可能見込額なり体訟による回収可能見込額なり体訟による回収可能見込額なり体訟による回収可能見込額なり体訟による回収可能見込額なり体訟による回収可能見込額なり体訟による回収可能見込額なり体訟による回収可能見込額なり体訟による回収可能見込額なり体部による回収可能見込額なり体証による回収可能見込額なり体証による回収可能見込額なり体証による可収可能見込額なり体証によう。  (別を総合的に判断し必要と認める報を計上しております。 上記以外の債権については、債権額から、担係の処分可能見込額及び体経による可収可能見込額なり体性については、債権額から、担係の処分可能見込額なり体経による可収可能見込額なり体をはよるで、一定の種類ことに分類し、過去の一定期限における資質支置から対した資金を監書に基づき計上しております。 一つ、電子の金貨機におけております。 まず。 一つ、での金貨機におけております。 この金貨機におり、その金貨機に基づったおり、産業の単立を表し、当該部署から独立した資金監査に当該部署が資金室を実施し、当該部署から独立した資金監査部署が資金室を実施し、当該部署から独立した資金監査部署が資金室を実施し、当該部署から独立した資金監査のでは、債権額から担係。 「本記・成確完及び実質破症により回収が可能と認められる額を控除した機構を取立で配り、との金貨機がいら直接、債権については、債権額から担保・保証付債権等については、債権額から担保・保証付債権等については、債権額から担保・保証付債権等については、債権額から担保・保証付債権等については、債権額から担保・保証付債権等については、債権額がら自保・受力、対策の表して債権額のいるの金貨機の支援を表し、当該部署を支援を表し、当該部署を支援を表し、当該部署を支援を表し、当該部署を表し、200分で、20		破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発	破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発
る備権及びそれと同等の状況にある債務者(以下 「実質破廃発」という)に係る債権については、 以下のなお違さに記載されている直接域額後の帳 滞価額から、担保の処分が能見込額及び保証による回収可能見と額を控除し、その教育を計しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後各登破綻にあるの部性が大きしいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分が能見込額及び保証による回収可能見、通整が強力・防し発力を持たしております。ま記以外の債権については、債権額から、担保の処分が能見込額及び保証による回収可能見、過数を控除し、その教育を対しております。ま記以外の債権については、定が危額 ごとに分類し、過去の一定別間における貸削実績 から第出した資産製金制を持ししております。 すべての債権については、定の種類 ごとに分類し、過去の一定期間における貸削実績 から第出した資産製金制を持してあります。 すべての債権は、資産の自己産定基件と基づき 音楽を登集し、当該部署から独立した資産製金制に、当び部署をから独立した資産製金制度に基づき 音楽を支援し、当該部署から独立した資産製金制度に基づき 音楽を対象に、当該部署から独立した資産製金制度に基づき で書業を対象に、当該部署をいら独立した資産製金制度に基づき おります。 なお、被定及及び実質破綻化に対する損保・経証付権権等については、債権額から直接 検額しており、その金額は20、75百万円であります。 (2) 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、音価証券の発行を力財政状態を制象した表額を財立には、債権額がら直接 検額しており、その金額は20、75百万円であります。 (2) 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、音価配券の発行を制を対しては、債権額がら自服会しては、保証的が自服会して、企業額を収立不能見込額とび債権等のよります。また、過去勤務債務とび教理計算上の充実の関係を制察しており、その金額は29、75百万円であります。また、過去勤務債務とび教理計算上の充実の関係を制察しており、その金額は29、75百万円であります。 また、過去勤務債務とび教理計算上の充実の債務を関係である。 必要を生産の企業の日本を対象が付引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (3) 退職給付引当金 下方、20 定額により数を提高の下方、20 定額により数を関係しており、その金額は29、75百万円であります。 また、過去勤務の資金・20 定額により数を機合に対しており、その金額は29、75百万円であります。 20 支債表別の債務を関係を制度とは対象を検索を制度といるの表別の債務を制度とは対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対		生している債務者(以下「破綻先」という)に係	
「実質破綻失」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳 薄価額から、担保の処分可能見込額及で保証による回収可能見込額を除除し、その残額を対比しております。また、現在は監管破綻の状況にないが、今後経営破綻に始ら可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及で保証による回収可能見込額及で保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計しております。上記以外の債権については、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める前を計ししております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における負債技術がありませた。受責の職者計しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、常要関連部署が資産産党を実施し、当該部署から強出した資明を基づき計上しております。 なお、被総先及び実質破綻先に基づき、常要関連部署が資産産党を実施し、当該部署が必確立した資産監査部署が直定結果を整定しております。 ない 一定の債権は、資産の自己査定基準に基づき、常要関連部署が資産産党を実施し、当該部署が必定金元を存産性が表別も合理を表しております。 ない 一般を表して記められる額を治療を表しております。 ない 一般を表して記められる額を治療した資産を支証・基づい 上記の引きを行っております。 ない 一般を表した のを意味限に基づい 一定の債権等については、債権額から担保の評価額及び外能による回収が可能と認められる額を指除した資産を取って配見と額を目を持ていまります。 と、 後継 第2 (2) 投資損失引当金 投資資金が引き金は、投資に対する損失に備えるため、 布価証券の発行を社の財政状態等と制定しております。 また、過去勤務債務及び数割計算しの美別の課人を発酵といる。 (3) 退職給付引当金 連職体付引当金 連職体付引当金 連職体付割、企成 大変 (3) 退職給付引当金 連職体付引当金 連続体付引当金 連続体付引当金 連続体付引当金 連続体付引当金 連続体の で (3) と (3) と (3) と (4) を			_
以下のたお書きに記載されている直接物館館の帳 簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除し、その残額を計上して おります。また、現在は基常破綻の状況にない が、今極監管破底の不能性が大きいと認めら れる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見 込額を控除し、その投額を力も、債務者の支土能 力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 ます。上記以外の債権については、一定の種額 ごとに分類し、過去の一定期間における貸削実績 から費出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、含薬関連部署が資産部庁を実施し、当該部署 から費出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、含薬関連部署が資産部庁を実施し、当該部署 から費出した貸削実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、含薬関連部署が資産産庁を実施し、当該部署 から費出した貸削実績率等に基づき計上しております。 ない、破綻先及び実質破綻先に対する担保の評価額 及び保証による回収が可能と認めも私の額を控除 した残額を取立不能見込額として債権額から担保の評価額 及び保証による回収が可能と認めも私の額を控除 した残額を取立不能見込額として債権額がら直接 減額しており、その金額は110、198百万円であります。 ます。 (2)投資損失引当金、 投資相子引当金は、投資に対する損失に備える ため、毛部を設定して、企業の退職給付に備える ため、「当事業年度末における損発的計価的 支持を持つ引き金、 、投資に対する損失的手値 対域的行引当金 ・ 選集給行引当金 ・ 選集給行引当金 ・ 選集給行引当金 ・ 選集給行引当金 ・ 選集給付割等との差異、の要しる額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務とでの単しております。 過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均 残存動が期間内の一定の年数(8年)による 定額法により接分した額を、それぞれ発			
#価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を除化、その残額を計しております。また、現在は監管破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる厳密者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額及び保証による回収可能見込額及び保証による回収可能見込額及び保証による回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を修めに判断し必要と認める関を計しております。上記以外の債権については、一定の種類ごという類に、過去の一定期間における管例実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、産業関連部署が資産産定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担係、保証付債権等については、債権額から直接が、その適定結果に基づいて上記の引急を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担係、保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を推除した実施を取立て応見込額として債権額から直接が、から築出した資産監査部署を変定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署を変定を実施し、当該部署を分配するこれを確定により面収が可能と認められる額を推除した実施を取立不能見込額として債権額から直接が、破額しており、その金額は110、198百万円であります。 (2)投資損失引当金、投資に対する損失に備えるため、当事業年度末における損機給付債得及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去動務資房及び教理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。また、過去動務資房及び教理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。また、過去動務資房及び教理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。また過去動務資房及び事業計上しております。また、過去動務資房及び数理計算上の差異の費用の一定の年数(8年)による定額法により接入した額を、それぞれ発			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
る回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に施う可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見、込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒突績から穿出した貸倒実績やいら第出した貸倒実績やいら第出した貸倒実績やいら第出した貸倒実績やいら第出した貸倒実績やいる第出を買しる変を変を支を実施し、当該需者がら強立した資産監査部署が査定結果と基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該需者が急速を対した受産監査部署が査定結果と基づいて上記の引当を行っております。これ、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額がら直接減額しており、その金額は110,198百万円であります。この投資失列当金は、投資に対する損失に備之るため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は110,198百万円であります。この投資共列当金は、投資に対する損失に備之るため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を持たしております。この投資共列当金は、投資に対する損失に備之るため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を持たしております。この投資技術を取立不能見込額として健権額から直接減額しており、その金額は19,754百万円であります。この投資技術と対しており、その金額は19,754百万円であります。また、現在は経営破どの政策を指しておりままた。現在の地域では、対策を対した、対策を関立に関する場合に対した。対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対し、対し、対し、対し、対し、対策を対し、対し、対策を対し、対策を対し、対し、対策を対し、対し、対策を対し、対し、対策を対し、対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対			
おります。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に降る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額を存職に、各回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査的を設定して、当該部署から独立した資産監査的を設定して、当該部署から独立した資産監査的を設定して、当該の書から独立した資産監査的とで、方方、その書産結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接域額により、その金額は110,198百万円であります。 (2) 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘索して必要と認められる額を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、役業員の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去動務債務及び報告計しの差異の費用処理方法は以下のとおりであります。また、過去動務債務を必要理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。過去動務債務:その発生生度の従業員の平均残存動務期間内の一定の年数(8年)による定額法により複差処理 要理計算上の差異:各産生年度の従業員の平均残存動務期間内の一定の年数(8年)による定額法により複差処理 要理計算上の差異、各産生年度の従業員の平均残存動務期間内の一定の年数(8年)による定額法により複差処理 要理計算上の差異、各産生年度の従業員の平均残存動務期間内の一定の年数(8年)による定額法により複差処理			
が、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能以主額及び保証による回収可能見、過額を熔除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における資例実績から真出した資質薬館や客所資産者定を実施し、当該部署から独立した資産整金部署が査定結果を監査しており、その査産諸果と基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額かられる額を計上しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を収立不能見込額として債権額から直接機能した残額を収立不能見込額として債権額から自接保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を収立不能見込額として債権額から直接機能でいいては、債権額がの自提保の評価額及び保証による同収が可能と認められる額を控除した残額を収立不能見込額として債権額から直接機能しており、その金額は110,198百万円であります。 (2)投資損失引当金と、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘索して必要と認められる額を計上しております。 (3)退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘索して必要と認められる額を計上しております。 (3)退職給付引当金に、従業員の退職給付に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘索して必要と認められる額を計上しております。また、過去動務債務及び集団がによります。また、過去動務債務及び集団が定義の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務とび集団が定義の事情を移入で集員の平均残存動務期間内の一定の中数(8年)による定額法により積益処理数理計算上の差異、の費用処理方法は以下のとおりであります。			
れる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸削実績から第出した貸削実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づして設り、その査定結果に基づしております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した投類を敬な方能更込額とて債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した投類を敬な方能更込額はて債権額がら担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した投類を敬な方能更込額とて債権額がら直接減額しており、その金額は110,198百万円であります。  (2)投資損失引当金と、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘索とて必要と認められる額を主除するが、力能配訴の発行会社の財政状態等を勘索とて必要と認められる額を主持、減額しており、その金額は110,198百万円であります。  (3)退職給付引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社と財政状態等を勘索とで必要と認められる額を主持、減額しており、その金額は59,754百万円であります。  (3)退職給付引当金は、従業員の退職給付債務及び体金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び製理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。また、過去勤務債務及び理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務とその発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理数理計算上の差異、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理数理計算上の差異、の費用処理方法は以下のとおりで表し、6年)による定額法により損益処理数理計算上の差異、の理解に対しては、日本の表し			
担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断と要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸削実績や等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資業関連部署が資産産産を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる報を性険した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は110,198日万円であります。  (2)投資損失引当金と投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。  (3)退職給付引当金と、後輩に対する損失に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去動務債務及び軽量計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務とび事金額を付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去動務債務及び野金額を付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去動務債務及び野金額を付債務及び年金資産が見込額に基づき、必要額を計上しております。よるご供益に以下のとおりであります。 過去勤務債務とび事金額を付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。上に表も対した。必要額を計上しております。と、過去動務債務及び野金額を付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。と、企業の登録を付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。と、金額法により有益を対した。と、企業の登録を付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。と、金額法により有益を対した。と、企業の登録を付債務及び年金資産の見込額に基づき、企業の登録を付債務及び年金資産の見込額に基づき、企業の登録を付債務及び年金資産の見込額により損益を対した。と、企業の登録を持入の差別を対して、企業の登録を持入の差別を持入の差別を対して、企業の登録を持入の差別を持入の差別を対して、金額法により相益を対して、金額とは、と、企業の登録を持入の差別を対して、金額とは、と、金額とは、金額とは、金額とは、金額を持入の差別を対して、金額とは、金額を持入の差別を対して、金額を持入の表別を対して、金額とは、金額を持入の表別を対して、金額とは、金額を持入の表別を対して、金額とは、金額を持入の表別を対して、金額とは、金額とは、金額を持入の表別を対して、金額とは、金額を持入の表別を対して、金額とは、金額を持入の表別を対して、金額とは、金額を持入の表別を対して、金額とは、金額を持入の表別を対して、金額とは、金額を持入の表別を対して、金額とは、金額を持入の表別を持入の表別を持入の表別を対して、金額と対して、金額と対し、金額に対して、金額を持入の表別を持入の表別を持入の表別を持入の表別を持入の表別を持入の表別を持入の表別を持入の表別を持入の表別を持入の表別を持入の表別を持入の表別を持入の表別を持入の表別を持入の表別を持入の表別を持入の表別を持入の表別を持入の表別を対して、金額を持入の表別を表別を持入の表別を持入の表別を持入の表別を持入の表別を持入の表別を持入の表別を対して、金額とは、まれて、金額を対して、金額を持入の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表			
込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績等等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資業関連部署が資産者定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その金産結果に基づれた設の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減値しており、その金額は110,198百万円であります。 (2)投資損失引当金として債権額から直接減値でであり、主か。人の金額は110,198百万円であります。 (3)退職給付引当金と認められる額を計上しております。 (3)退職給付引当金と認められる額を計上しております。 (3)退職給付引当金と認められる額を計上しております。 (3)退職給付引当金と認められる額を計上しております。との要額を計上しております。との要額を計上しております。との要額を計上しております。との要のと認能に基づき、必要額を書として後に対した機械を取立不能見込額として債権額から直接減値であり、その金額は99,764百万円であります。 (3)退職給付引当金と同左を対して、企業に対し、企業に対して、企業に対し、企業に対して、企業に対し、企業に対し、企業に対し、企業に対し、企業に対し、企業に対し、企業に対して、企業に対して、企業に対し、企業に対し、企業に対し、企業に対し、企業に対し、企業に対し、企業に対し、企業に対し、企業に対し、企業に対し、企業に対し、企業に対し、企業に対し、企業に対し、企業に対して、企業に対し、			
力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類でとに分類し、過去の一定期間における貸肉実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その蚕定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を収立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は110,198百万円であります。  (2)投資損失引当金、投資に対する損失に備えるため、有部監察の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (3)退職給行引当金、企要と認められる額を計上しております。 (3)退職給行引当金、企業と認められる額を計上しております。 (3)退職給行引当金、企業と認められる額を計上しております。 (3)退職給行引当金、企業と認められる額を計上しております。 (3)退職給行引当金、企業と認められる額を計上しております。 (3)退職給行制当会は、従業員の退職給付債務及び年金資金の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去動務債務区が数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。過去動務債務で、その条生年度の従業員の平均残を動務情務・その軽生年度の従業員の平均残を動務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理数理計算上の差異、の平均の年度の経験、4条単年度の従業員の平均均疾を動務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理数理計算上の差異、6年)による定額法により複分した額を、それぞれ発			
ります。上記以外の債権については、一定の種類 ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績 から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署 から独立した資産監査部署が査定結果を監査して おり、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を登除した残額を取立不能見込額として債権額から直接 減額しており、その金額は110,198百万円であります。 (2)投資損失引当金 投資損失引当金 投資損失引当金 投資損失引当金 投資損失引当金 投資損失引当金 、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる3額を診験として必要を認められる3額を診験を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接 減額しており、その金額は110,198百万円であります。 (3)退職給付引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる3額を計上しております。 (3)退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要報を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法に以下のとおりであります。過去勤務債務との数理計算上の差異の費用処理方法に以下のとおりであります。 現在の報酬により複差の理数理計算上の差異の費用処理方法に以下のとおりであります。過去勤務債務及び数理計算上の差異の事別を対するとの差による定額法により損益処理数理計算上の差異、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により複益処理数理計算上の差異、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により複益処理数理計算上の差異、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により複益処理数理計算上の差異、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により複益処理数理計算上の差異、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により被対分と対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対対の表述を対する対対の表述を対する対域を対対を対する対対の表述を対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対対の表述を対する対対の表述を対する対対の表述を対対の表述を対する対対の表述を対対の表述を対する対対の表述を対対の表述を対する対対の表述を対対の表述を対対の表述を対対を対する対対の表述を対対の表述を対対を対する対対の表述を対する対対の表述を対対の表述を対する対対の表述を対対の表述を対する対対が表述を対対の表述を対対の表述を対対の表述を対対の表述を対対の表述を対する対対の表述を対対の表述を対対が表述を対対の表述を対対しな対対がありませな対対の表述を対対を対対の表述を対対を対対の表述を対対を対対の表述を対対の表述を対対の表述を対対の表述を対する対対の表述を対対を対対の表述を対対の表述を対対の表述を対対の表述を対対を対対の表述を対対の表述を対対を対対を対対の表述と対対の表述を対対の表述を対対の表述を対対の表述を対対を対対を対対的表述を対対を対対を対対を対対を対対の表述を対対を対対を対対を対対を対対を対対を対対の表述を対対を対対を対対の表述を対対の表述を対対を対対を対対を対対を対対を対対を対対を対対を対対を対対を対対を対対がありませながありませながありませながありませながありませながありませないの表述を対対を対対の表述を対対を対対がありませながありませながありませないの表述を対するとないの表述を対対を対対を対対を対対を対対を対対を対対を対対を対対を対対を対対を対対を対対			
ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署がら強立した資産監査を実施し、当該部署がら強立した資産監査を実施し、当該部署がら産産監査と下おり、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額では立不能見込額として債権額から直接減額では、その金額は110,198百万円であります。  (2)投資損失引当金投資性の財政状態等を勘案して必要と認められる額を控除した要と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は110,198百万円であります。 (3)退職給付引当金と、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (3)退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均残存動務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理数理計算上の差異、各発生年度の従業員の平均規定の対策が開門内の一定の年数(8年)による定額法により接分した額を、それぞれ発			
から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。     すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。     なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は110,198百万円であります。     (2)投資損失引当金投資損失引当金投資損失引当金投資損失引当金、投資人社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を控除した要認られる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,198百万円であります。     (2)投資損失引当金投資損失引当金たの金額は110,198百万円であります。     (3)退職給付引当金建職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、企要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。     過去勤務債務とび数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。    過去勤務債務との発生年度の従業員の平均疾存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存労勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存労勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により扱分した額を、それぞれ発			
ます。     すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。     なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は110,198百万円であります。  (2)投資損失引当金投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。  (3)退職給付引当金、近業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務と「数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。」 過去職務債務と「数理計算」の差異の平均度存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均度存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により抜分した額を、それぞれ発			
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、管業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査産者定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が資産者定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査産結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から直接減額して残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は110,198百万円であります。 (2)投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を控除した要し認められる額を控除した契額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は110,198百万円であります。 (3)退職給付引当金は、投資に対する損失に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務とび数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務とび数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務とで数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務とで数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務とで数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。過去財務債務との数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。過去の意味を対している定額法により複益処理数理計算上の差異を発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により核分した額を、それぞれ発			
き、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署 から独立した資産監査部署が査定結果を監査して おり、その査定結果に基づいて上記の引当を行っ ております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保 証付債権等については、債権額から担保の評価額 及び保証による回収が可能と認められる額を控除 した残額を取立不能見込額として債権額から直接 減額しており、その金額は110,198百万円であり ます。 (2)投資損失引当金は、投資に対する損失に備える ため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案し て必要と認められる額をき計上しております。 (3)退職給付引当金は、従業員の退職給付に備える ため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異 の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務、との発生年度の従業員の平均 残存勤務期間内の一定の年数(8年)による 定額法により損益処理 数理計算上の差異・各発生年度の従業員の平均 残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により接分した額を、それぞれ発			· -
から独立した資産監査部署が査定結果を監査して おり、その査定結果に基づいて上記の引当を行っ ております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保 証付債権等については、債権額から担保の評価額 及び保証による回収が可能と認められる額を控除 した残額を取立不能見込額として債権額から直接 減額しており、その金額は110,198百万円であり ます。 (2)投資損失引当金 投資損失引当金 投資損失引当金 投資相失引当金 と要と認められる額を計上しております。 (3)退職給付引当金は、投資に対する損失に備える ため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案し て必要と認められる額を計上しております。 (3)退職給付引当金は、従業員の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、協士励務債務及び契理計算上の差異 の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均 残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異・各業生産の従業員の平均 残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により接公理 数理計算上の差異、6年)による定額法により接公理 数理計算上の差異、6年)による定額法により積益処理			
おり、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。     なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は110,198百万円であります。  (2)投資損失引当金 投資損失引当金 投資損失引当金(投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。  (3)退職給付引当金は、従業員の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により接分した額を、それぞれ発			
ております。     なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は110,198百万円であります。  (2)投資損失引当金とと、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。  (3)退職給付引当金			
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は110, 198百万円であります。  (2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。  (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務、との発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により接分した額を、それぞれ発			
証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は110,198百万円であります。  (2)投資損失引当金投資損失引当金投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。  (3)退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理数理計算上の差異も発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発		1.7	
及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は110,198百万円であります。  (2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。  (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発			
した残額を取立不能見込額として債権額から直接 減額しており、その金額は110,198百万円であり ます。  (2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備える ため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。  (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付信備える ため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均 残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均 均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により披分した額を、それぞれ発			
減額しており、その金額は110,198百万円であります。  (2)投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。  (3)退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務・その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により複合の一定の年数(8年)による定額法により複分した額を、それぞれ発			
ます。 (2)投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (3)退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均疾存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により抜分した額を、それぞれ発			
(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備える ため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案し て必要と認められる額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備える ため、当事業年度末における退職給付債務及び年 金資産の見込額に基づき、必要額を計上しており ます。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異 の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均 残存勤務期間内の一定の年数(8年)による 定額法により損益処理 数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均 均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理			_
投資損失引当金は、投資に対する損失に備える ため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。  (3) 退職給付引当金     退職給付引当金は、従業員の退職給付に備える ため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均 残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により接分した額を、それぞれ発			· · ·
ため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。  (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理  数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により抜分した額を、それぞれ発		1	(2)投資損失引当金
て必要と認められる額を計上しております。 (3) 退職給付引当金     退職給付引当金は、従業員の退職給付に備える     ため、当事業年度末における退職給付債務及び年     金資産の見込額に基づき、必要額を計上しており ます。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異 の費用処理方法は以下のとおりであります。     過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均     残存勤務期間内の一定の年数(8年)による     定額法により損益処理     数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平     均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発			同左
(3) 退職給付引当金     退職給付引当金は、従業員の退職給付に備える     ため、当事業年度末における退職給付債務及び年     金資産の見込額に基づき、必要額を計上しており ます。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異 の費用処理方法は以下のとおりであります。     過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均     残存勤務期間内の一定の年数(8年)による     定額法により損益処理     数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均     均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により抜分した額を、それぞれ発		ため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案し	
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備える ため、当事業年度末における退職給付債務及び年 金資産の見込額に基づき、必要額を計上しており ます。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異 の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均 残存勤務期間内の一定の年数(8年)による 定額法により損益処理 数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平 均残存勤務期間内の一定の年数(8年)によ る定額法により按分した額を、それぞれ発		て必要と認められる額を計上しております。	
ため、当事業年度末における退職給付債務及び年 金資産の見込額に基づき、必要額を計上しており ます。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異 の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均 残存勤務期間内の一定の年数(8年)による 定額法により損益処理 数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平 均残存勤務期間内の一定の年数(8年)によ る定額法により按分した額を、それぞれ発		(3)退職給付引当金	(3)退職給付引当金
金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均 残存勤務期間内の一定の年数(8年)による 定額法により損益処理 数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平 均残存勤務期間内の一定の年数(8年)によ る定額法により按分した額を、それぞれ発		退職給付引当金は、従業員の退職給付に備える	同左
ます。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異 の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均 残存勤務期間内の一定の年数(8年)による 定額法により損益処理 数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平 均残存勤務期間内の一定の年数(8年)によ る定額法により按分した額を、それぞれ発		ため、当事業年度末における退職給付債務及び年	
の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均 残存勤務期間内の一定の年数(8年)による 定額法により損益処理 数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平 均残存勤務期間内の一定の年数(8年)によ る定額法により按分した額を、それぞれ発		金資産の見込額に基づき、必要額を計上しており	
過去勤務債務: その発生年度の従業員の平均 残存勤務期間内の一定の年数 (8年) による 定額法により損益処理 数理計算上の差異: 各発生年度の従業員の平 均残存勤務期間内の一定の年数 (8年) によ る定額法により按分した額を、それぞれ発		ます。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異	
残存勤務期間内の一定の年数 (8年) による 定額法により損益処理 数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平 均残存勤務期間内の一定の年数 (8年) によ る定額法により按分した額を、それぞれ発		の費用処理方法は以下のとおりであります。	
定額法により損益処理 数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平 均残存勤務期間内の一定の年数(8年)によ る定額法により按分した額を、それぞれ発		過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均	
数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平 均残存勤務期間内の一定の年数(8年)によ る定額法により按分した額を、それぞれ発		残存勤務期間内の一定の年数(8年)による	
均残存勤務期間内の一定の年数 (8年) による定額法により按分した額を、それぞれ発		定額法により損益処理	
均残存勤務期間内の一定の年数 (8年) による定額法により按分した額を、それぞれ発		数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平	
る定額法により按分した額を、それぞれ発			
生の翌事業年度から損益処理		生の翌事業年度から損益処理	
なお、会計基準変更時差異(16,794百万円)に			
ついては、15年による按分額を費用処理しており		· ·	
ます。			
6/0		S- / 0	

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		(4)偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会における責任 共有制度に基づく、将来発生する可能性のある負 担金支払見込額を計上しております。 (追加情報) 平成19年10月1日より信用保証協会において責 任共有制度が導入されたことに伴い、将来発生す る可能性のある負担金支払見込額を偶発損失引当 金として計上しております。これにより、その他 経常費用が270百万円増加し、経常利益及び税金 等調整前当期純利益は270百万円減少しておりま す。
		(5)睡眠預金払戻引当金  睡眠預金払戻引当金は、利益計上した睡眠預金 について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失 に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払 戻損失見込額を計上しております。 (会計方針の変更) 利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失 は、従来、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等 に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に 比べ、その他経常費用は339百万円増加、特別損失は1,892百万円増加し、経常利益は339百万円減少、税引前当期純利益は2,232百万円減少しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
8. ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生ずる金利リスクに対する ヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応さる会計 処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。 なお、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債いて総体で管理する「マクロへッジ」については、平成14年4月にヘッジ会計の適用を中止した、ツジ会計の適用を中止する計画の適用を中止した、ツジ手段にかかる損益又は計画を開始を対して、一次が表別で表別ででで、1年本公司では、単位の表別でで、1年本の表別では、1年本の表別では、1年本の表別では、1年本の表別では、1年本の表別では、1年本の表別では、1年本の表別では、1年本の表別では、1年本の表別では、1年本の表別では、1年本の表別では、1年本の表別では、1年本の表別では、1年本の表別である。(ロ)為替変動リスク・ヘッジ外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査を表別である。(ロ)為替変動リスク・ヘッジ	ります。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左
	査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

### 会計方針の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準 第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関 する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年 12月9日)を当事業年度から適用しております。 当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は 239,420百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財 務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等 規則及び銀行法施行規則により作成しております。 (有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する 実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日 以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当事 業年度から同実務対応報告を適用しております。これによる貸借対照 表等に与える影響はありません。	
	(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務方針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務方針を適用しております。

### 表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から下記のとおり表示を変更しております。 (貸借対照表関係) (1)「利益剰余金」に内訳表示していた「当期未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。 (2)繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。 (3)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。 (1)「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表っております。 (2)「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の判断固定資産」として表示しております。 (4)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」の「ソフトウェア」に表示しております。(損益計算書関係) 「動産不動産の「対「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分益」及び「固定資産処分損」として表示しております。	
	<u> </u>

#### 注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)

当事業年度 (平成20年3月31日)

#### ※1. 関係会社の株式総額

55,078百万円

※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,904百万円、延滞債権額は 134.270百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった 貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上 貸出金」という) のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97 号) 第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項 第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は232百万円でありま す。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約 定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないものであります。

※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は35,655百万円でありま

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を 図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の 返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行っ た貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該 当しないものであります。

※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は185,063百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除 前の金額であります。

- ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関す る会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりま す。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替 手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自 由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、 105,955百万円であります。
- ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 90,447百万円 貸出金 253,347百万円 担保資産に対応する債務

40,441百万円 預金 コールマネー 30,000百万円 債券貸借取引受入担保金 13,880百万円 147,800百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券95,360百万円、その他資産58百万 円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は2,814百万円でありま

※1. 関係会社の株式総額 55,078百万円

※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は15,374百万円、延滞債権額は 109,259百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった 貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上 貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97 号) 第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項 第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は172百万円でありま

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約 定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないものであります。

※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は29,273百万円でありま

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を 図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の 返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行っ た貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該 当しないものであります。

※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は154,080百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除 前の金額であります。

- ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関す る会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりま す。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替 手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自 由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、 97,016百万円であります。
- ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 111,274百万円 貸出金 370,693百万円

担保資産に対応する債務

48.768百万円 預金 コールマネー 30,000百万円 債券貸借取引受入担保金 6,492百万円 借用金 172,300百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券106,882百万円、その他資産58百万 円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は2,578百万円であります。

前事業年度(平成19年3月31日)

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約 は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定 された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を 貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る 融資未実行残高は、1,248,263百万円であります。このうち原 契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能 なものが1,222,687百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方式に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年 度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿 価額の合計額との差額 22,124百万円

※10. 有形固定資産の減価償却累計額

(当事業年度圧縮記帳額

54,205百万円 2.772百万円

※11. 有形固定資産の圧縮記帳額

-百万円)

- ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入金73,400百万円が含まれており ます
- ※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は84,138百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ84,138百万円減少しております。

14. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

また、当行の定款の定めるところにより、優先株主に対して は、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当するこ とはありません。

第1種優先株式 1株につき37円50銭 第2種優先株式 1株につき37円50銭 第3種優先株式 1株につき50円00銭 当事業年度 (平成20年3月31日)

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約 は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,228,740百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,203,060百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方式に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額22,068百万円

※10. 有形固定資産の減価償却累計額

54,737百万円

※11. 有形固定資産の圧縮記帳額

2,768百万円 一 百万円)

- (当事業年度圧縮記帳額 百万円) ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入金77,000百万円が含まれており
- ※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法 第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は 81,667百万円であります。

14. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計 上額は、806百万円であります。

また、当行の定款の定めるところにより、優先株主に対して は、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当するこ とはありません。

第1種優先株式 1株につき37円50銭 第2種優先株式 1株につき37円50銭 第3種優先株式 1株につき50円00銭

#### (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失 累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額

動産9,588百万円その他一百万円合計9,588百万円

減価償却累計額相当額

動産4,756百万円その他一百万円合計4,756百万円

期末残高相当額

動産4,831百万円その他一百万円合計4,831百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。
- ・未経過リース料期末残高相当額

1 年内1,198百万円1 年超3,633百万円合計4,831百万円

- (注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残 高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支 払利子込み法によっております。
- ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額 及び減損損失

支払リース料1,182百万円減価償却費相当額1,182百万円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失 累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額

動産9,684百万円その他一百万円合計9,684百万円

減価償却累計額相当額

動産5,678百万円その他一百万円合計5,678百万円

期末残高相当額

動産4,006百万円その他一百万円合計4,006百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。
- ・ 未経過リース料期末残高相当額

1 年内 1,195百万円 1 年超 2,810百万円 合計 4,006百万円

- (注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残 高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支 払利子込み法によっております。
- ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額 及び減損損失

支払リース料1,182百万円減価償却費相当額1.182百万円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

#### (有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの 該当ありません。

### (税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主	な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な	原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	55,003百万円	貸倒引当金損金算入限度超過額	50,039百万円	
減価償却損金算入限度超過額	1,096百万円	減価償却損金算入限度超過額	1,032百万円	
退職給付引当金	9,749百万円	退職給付引当金	11,263百万円	
有価証券評価損否認額	9,141百万円	有価証券評価損否認額	10,646百万円	
子会社株式	31,956百万円	子会社株式	31,956百万円	
その他	1,934百万円	その他	2,906百万円	
繰越欠損金	12,116百万円	繰延税金資産小計	107,844百万円	
繰延税金資産小計	120,997百万円	評価性引当額	63,880百万円	
評価性引当額	65,175百万円	繰延税金資産合計	43,964百万円	
繰延税金資産合計	55,822百万円	繰延税金負債		
繰延税金負債		その他有価証券評価差額	507百万円	
その他有価証券評価差額	9,118百万円	その他	676百万円	
その他	650百万円	繰延税金負債合計	1,183百万円	
繰延税金負債合計	9,768百万円	操延税金資産の純額 <u></u>	42,780百万円	
繰延税金資産の純額	46,053百万円	-		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税	等の負担率との間に	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等	の負担率との間に	
重要な差異があるときの、当該差異の原因と	なった主な項目別の	重要な差異があるときの、当該差異の原因とな	よった主な項目別の	
内訳		内訳		
法定実効税率 (調整)	40. 43%	法定実効税率 (調整)	40. 43%	
評価性引当額の増減	11.73%	評価性引当額の増減	△3.89%	
受取配当金等永久に益金に算入されな	△1.11%	受取配当金等永久に益金に算入されな	△1. 59%	
い項目		い項目		
住民税均等割額	0.23%	住民税均等割額	0.26%	
交際費等永久に損金に算入されない項	0. 21%	交際費等永久に損金に算入されない項	0. 29%	
目	A 0 550/	目 7.0%	0.510/	
その他	△0. 57%	その他	0.71%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.92%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	36. 21%	

# (1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	166. 53	164. 69
1株当たり当期純利益	円	18. 88	20. 33
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	15. 41	18. 45
		(追加情報) 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は0円3銭減少しております。	

#### (注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	18, 638	21, 227
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	1, 155
うち定時株主総会決議による優先配当 額	百万円	-	577
うち中間優先配当額	百万円	-	577
普通株式に係る当期純利益	百万円	18, 638	20, 072
普通株式の期中平均株式数	千株	987, 147	987, 147
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	_	1, 155
うち定時株主総会決議による優先配当 額	百万円	_	577
うち中間優先配当額	百万円	_	577
普通株式増加数	千株	222, 288	163, 185
うち優先株式	千株	222, 288	163, 185

#### 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度末 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	239, 397	238, 155
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	75, 000	75, 577
うち優先株式発行金額	百万円	75, 000	75, 000
うち優先配当額	百万円	_	577
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	164, 397	162, 577
1株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数	千株	987, 147	987, 147

### (重要な後発事象)

前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) 該当ありません

当事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) 該当ありません